

函館市公衆浴場法施行条例および函館市旅館業法施行条例の一部を改正する 条例（案）の概要

1 改正の趣旨

本市では、公衆浴場や旅館業施設における衛生の維持を図るため、公衆浴場法および旅館業法に基づき「函館市公衆浴場法施行条例」や「函館市旅館業法施行条例」により営業者が講ずべき措置の基準を定め、公衆浴場や旅館業施設に対する助言・指導を行っています。

近年、レジオネラ症患者が全国で増加しており、その発生を防止するため衛生水準の維持および向上を図る必要があることから、昨年9月に厚生労働省が「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、および「旅館業における衛生等管理要領」を改正し、新たな指針が示されたことから、本市における関係条例の改正の要否について検討をすすめてきたところです。

その結果、レジオネラ症発生防止対策の強化や、その他社会情勢の変化を踏まえた改正が必要であるとの結論に至ったことから、その改正案について、意見提出手続きを行うこととしました。

※レジオネラ症とは

レジオネラ属菌に汚染された目にみえないほど細かい水滴（エアロゾル）を吸い込むことで肺炎等を起こす感染症です。

土中や河川など自然環境中に生息し、アメーバなど原生生物に寄生して、循環浴槽水や気泡発生装置（ジャグジー）などから多く検出されます。

2 改正の概要

(1) 函館市公衆浴場法施行条例の主な改正

ア 措置の基準の追加

① 次の設備を清掃、消毒すること。 <ul style="list-style-type: none">・ 集毛器（毎日）・ 浴槽水のろ過装置、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（1回以上/週）・ シャワー設備の内部、貯湯槽、調節箱（1回以上/年）
②回収槽内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。
③打たせ湯およびシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
④シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

イ 措置の基準の変更

項目	備考
①浴室で使用する水（飲用水を除く）は、 <u>水質基準に適合するよう管理すること。</u>	（旧）水質基準を守るように努める。
<p>②水質基準の変更</p> <p>ア 原水、原湯、上がり湯および上がり水が次に掲げる基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全有機炭素の量が1リットル中3ミリグラム以下（これにより難しい場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下）であること。</u> ・ <u>大腸菌が検出されないこと。</u> ・ <u>レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。</u> <p>イ 浴槽水が次に掲げる基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下（これにより難しい場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。</u> ・ <u>レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。</u> 	<p>（旧）</p> <p>ア 原水、原湯、上り湯および上り水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中10ミリグラム以下 ・ 大腸菌群 50ミリリットル中不検出 ・ レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満 <p>イ 浴槽水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中25ミリグラム以下 ・ レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満
③ <u>気泡発生装置等</u> には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	<u>気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備</u> には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
④気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。	「浴槽水等」を追加
⑤ <u>家族風呂を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。</u>	（旧）12歳
⑥個室には、脱衣場、洗い場およびシャワーまたは浴槽を設け、ならびに上がり湯を備えること。	「 <u>サウナ設備、砂風呂、ぬか風呂等のほか、</u> 」を削除

(2) 函館市旅館業法施行条例の主な改正

ア 措置の基準の追加

①次の設備を清掃，消毒すること。 <ul style="list-style-type: none">・ 集毛器（毎日）・ 浴槽水のろ過装置，循環配管，水位計配管，気泡発生装置等の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（1回以上/週）・ シャワー設備の内部，貯湯槽，調節箱（1回以上/年）
②回収槽内の水を浴槽水として再利用する場合は，塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。
③打たせ湯およびシャワーには，循環している浴槽水を使用しないこと。
④シャワーは，その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

イ 措置の基準の変更

項目	備考
①気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこり， <u>浴槽水等</u> が入らないようにすること。	「浴槽水等」を追加

3 施行日

令和3年1月1日を予定しています。